



湖岸の田園にかこまれる亀の宮と水神

協力をお願いします。

国民年金の保険料の納め忘れはないでしょうか。これを期限まで納めないと、将来老齢年金や障害年金、母子年金など、すべての年金を受けられなくなる場合があります。

保険料は、必ず納期限まで納期限は、毎年七月、十月、翌年の一月、四月の各月の末日です。このように三ヶ月分ずつを、年四回に分けて役場年金係に納めます。もし翌年の四月末日をすぎると、直接社会保険事務所へ納めることがあります。又保険料は一年がすぎると、時効によつて保険料を納めることができなくなります。又保険料は一年をまとめて前納することもでき、前納すると保険料が割引かるほか、毎回納める手間もかかりません。保険料の

評価事務をおこなうため十月月中旬から税務係員がお伺いします。

昭和五十年中に新築または増築された家屋については、来年度の固定資産税が課せらるることになります。その調査のため税務係員がお伺いします。

新築された家屋について、評価事務をおこなうため十月月中旬から税務係員がお伺いします。

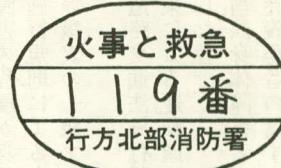
昭和四十二年実施した地籍調査のうち、麻生地区の一部（田町、新原）について閲覧に供しますのでお知らせします。

小沼町長からお祝いを受ける浅野せつさん（9月15日）

このたび消防用タンク車（積載水2,000l）が配車され、10月1日から出動体制にはいりました。

新築家屋を調査

地籍図
地籍簿
閲覧を



国民年金の未納保険料はありませんか

協力をお願いします。

麻の広場

町の最高齢者は九十七歳

茨城国体が終わって一年。「花いっぱい運動」が影をひそめしまったことは淋しい限りでほしかったと思う。

あのときの花づくりが町中の人びとのささやかな伝統となるような、そして花は美しいだけに終らないところを後も規則正しい生活が長寿の秘訣のようです。

九月十五日現在、麻生町では八十八歳以上のお年寄が三十五人います。いつまでも健康で幸せな日が送られるよう念じます。

老いてなほ生きたき思いを忍ばせて湯上りの爪たんねんに切る卒塔婆を提げてのぼりし墓所より読経のごとき蟬の鳴く声

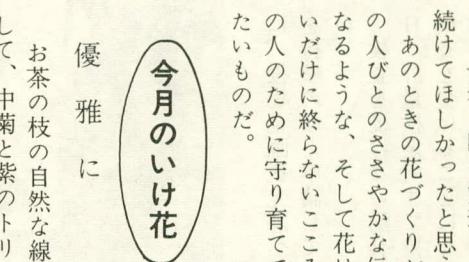
茂木 憲夫 清



小沼町長からお祝いを受ける浅野せつさん（9月15日）

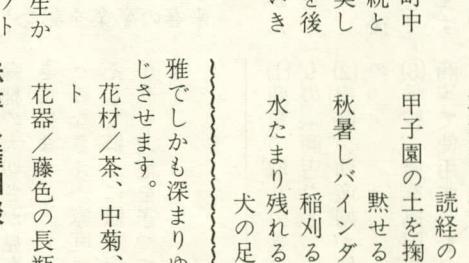
花いっぱいの町に

麻生 頼賀智子（主婦）
優雅に



小沼町長からお祝いを受ける浅野せつさん（9月15日）

今月のいけ花



十一月の年金相談

日時 十七日（毎週木）午後一時～三時
場所 役場厚生課

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 役場第三会議室

十一月の療育相談

日時 二十一日（木）午後一時～二時
場所 潮来保健所

十一月の法律人権相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 役場第三会議室

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の心配ごと相談

日時 二十一日（木）午前十時～午後三時
場所 法務局麻生支局

十一月の巡回交通事故相談

日時 二十一日（木）午前九時～午後三時
場所 法務局麻生支局